

総務教育常任委員会資料

(令和2年8月21日)

【 件 名 】

- ・鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の概要について
(いじめ・不登校総合総合対策センター) 1
- ・「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」の改訂について
(いじめ・不登校総合総合対策センター) 3

教 育 委 員 会



いじめの問題や不登校支援に関する機関及び団体の連携を図り、総合的に対策を推進することを目的として「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を以下のとおり開催し、鳥取県における不登校支援に係る取組について説明するとともに、不登校の理解と支援のための教職員向け資料「不登校支援ガイドブック（仮称）」について協議を行いましたので報告します。

1 鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会について

いじめの問題への対策及び、不登校支援はともに、児童生徒を取り巻く環境や背景の理解が重要であることから、今年度から「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」と名称を変更（昨年度までは「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」）し、鳥取県不登校の親の会ネットワーク、フリースクール協議会、県福祉保健部くらし応援対策室を参画機関・団体として増やし、不登校対策に関する事項についても協議する。

2 日 時 令和2年8月3日（月）午後3時から午後4時30分まで

3 場 所 鳥取県教育センター 大研修室

4 出席者 22名（関係団体、鳥取地方法務局、学校長会、市町村教育長会、県関係課）

5 主な内容

(1) 今年度の鳥取県における不登校支援に係る取組の説明及び質疑応答

①教職員の指導力の向上及び子どもが安心して過ごせる居場所づくり

○教職員の指導力向上に向けた学校のための不登校相談窓口の設置（令和2年2月～）

○校内サポート教室の設置（試行的取組、県内3中学校）（令和2年4月～）

※校内サポート教室：通常の学級での学習や集団での生活が困難になった生徒に対し、教室復帰のみを目標とするのではなく、個々の生徒のペースで学校生活が送れるよう、特性や困り感等に応じたきめ細やかな支援を行うために設置する学校内の教室

○「不登校支援ガイドブック（仮称）」の作成（令和2年8月中旬に発出予定）

②保護者が相談しやすい環境づくり

○保護者のための不登校相談窓口の設置（令和2年2月～）

③子どもを支える学校外の支援者との連携体制の構築

○保護者と不登校支援機関（教育支援センター、不登校の親の会ネットワーク、フリースクール協議会）との協働（合同研修会や情報交換会の開催）

④「出かけるセンター」講師派遣

○いじめの問題に係る研修、不登校など学校不適応の未然防止をめざした学校組織体制づくり研修など

◆主な意見

- ・その子にあった居場所づくりが必要であり、校内サポート教室の設置はとてもよい取組。拡充する必要があるのではないかな。
- ・教職員のための不登校相談窓口を設置しても遠慮がはたらき、相談しにくいのではないかな。
- ・些細なことで学校に相談することに気が引ける保護者はいると思う。また、どこに相談したらよいのか迷う保護者もいるのではないかなと思う。

(2) 「不登校支援ガイドブック（仮称）」についての協議

これまで不登校の理解と支援のための教職員研修資料「あした、また学校でⅢ」を配布し、研修等で使用していた。しかし、平成28年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、令和元年10月「不登校児童生徒への支援の在り方」について国から通知されたことを受け、「あした、また学校でⅢ」を全面改訂する。

不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることや、不登校児童生徒への支援において要因を的確に把握し、児童生徒理解に基づいた組織的・計画的なきめ細やかな支援を行うことが重要であるとの基本的な考えを示すとともに、学校での支援の考え方や方法等について掲載する。

◆主な意見

- ・学校の組織体制の構築、教員同士が相談し合えることが大切だと思う。
- ・関係機関とつながって、大人がチームとして支援するという考え方が大事である。
- ・不登校の子どもや保護者の思いを入れてほしい。子どもたちに居場所をつくるのが大切だと思う。ガイドブックに不登校の親の会の相談先を入れてほしい。
- ・小学校の小、中、高学年に分けて対応が書いてあることはよいことだと考える。
- ・児童生徒の自立のために様々な居場所を整備するなど、選択肢を用意しなければならないと思う。

6 意見を踏まえた今後の対応

- ・いただいた意見を反映しながら、「不登校支援ガイドブック（仮称）」を修正し、配布する。併せて、校内研修等に活用してもらえよう周知する。
- ・教職員及び保護者が相談しやすいよう不登校相談窓口の周知の仕方について検討する。
- ・不登校の子どもや保護者の声を聞くため、引き続き関係の団体等と連携を図っていく。
- ・校内サポート教室の今後については、今年度の実績を検証して、検討する。

(参考) 出席者名簿

機関・団体名		担当部署等	出席者
団体	県弁護士会		今田 慶太
	県医師会		長石 純一
	県臨床心理士会		小林 幹子
	県社会福祉士会		菅田 理一
	鳥取県不登校の親の会 ネットワーク		遠藤 明子
	フリースクール協議会		阪本 秀樹
	PTA	県PTA協議会 県高等学校PTA連合会 県特別支援学校PTA連合会	長尾 志保 (代理) 秦野 啓一 近藤 智幸
鳥取地方法務局		人権擁護課	瓜生 広志
学校	私立学校	私立中学校・高等学校校長会	石浦 外喜義
	市町村立学校 国立学校	県小学校長会 県中学校長会	谷口 達哉 山本 詠一
	県立学校	県高等学校長協会 県特別支援学校長会	(欠席) 藤田 則恵
市町村 (学校以外)	教育委員会	都市教育長会 町村教育長会	岸本 吉弘 (代理) 長石 彰祐
県の機関 (学校以外)	総務部人権局	人権・同和対策課	岸本 英夫 (代理)
	福祉保健部	くらし応援対策室	川上 裕子
	子育て・人材局	総合教育推進課 福祉相談センター (児童相談所)	河口 泰丈 (欠席)
	県警本部	少年・人身安全対策課	小川 栄一
	教育委員会事務局	教育次長 いじめ・不登校総合対策センター	足羽 英樹 岡本 修典

「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」の改訂について

令和2年8月21日
いじめ・不登校総合対策センター

「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」を改訂しましたので報告します。

1 「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」とは

不登校児童生徒が学校外の民間施設で指導を受けた際に、学校や市町村（学校組合）教育委員会が出席扱いについて判断する上で留意すべき点を目安として示したもの。

※本ガイドラインは、「鳥取県フリースクール連携推進事業補助金」（鳥取県子育て・人財局総合教育推進課が所管）の交付対象を決定する際の要件の一つとして活用されている。

※旧ガイドラインは、平成27年1月6日に策定された。

2 改訂のポイント

令和元年度に文部科学省から改めて「民間施設についてのガイドライン（試案）」が示されたこと、また、義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて新たに示されたことから、学校復帰に係る記載について、以下のように変更するなど、その内容を反映させた。

変更後	変更前
<p>1 出席扱いの考え方 不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、<u>学校復帰や社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もおり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができることとする。</u></p> <p>2 出席扱いの要件 不登校児童生徒が学校外の民間施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、<u>不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。</u></p> <p>(1) 基本的な要件について (略)</p> <p>(2) 施設の実施主体について ①法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。</p>	<p>(新設)</p> <p>1 実施主体について (1) 法人・個人を問わないが、基本方針として、<u>不登校児童生徒の学校復帰を目指す取組を進めながら、社会的な自立に向けた支援を行っていること。</u></p>

※本ガイドラインの改訂について、令和2年7月に市町村教育委員会に通知するとともに所管の学校への周知を依頼した。

不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン (出席扱いの考え方とその要件)

鳥取県教育委員会

このガイドラインは、不登校児童生徒が学校外の民間施設で支援等を受けた際に、学校や市町村（学校組合）教育委員会が「出席扱い」について判断する上で留意すべき点を目安として示したものである。

1 出席扱いの考え方

不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、学校復帰や社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もおり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の民間施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 基本的な要件について

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- ③当該施設に通所又は入所（定期的・継続的な利用）して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(2) 施設の実施主体について

- ①法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ②不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ③著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(3) 施設の相談・指導の在り方について

- ①児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ②不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、学校と連携するなど、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- ④児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥施設内での活動はもとより、宿泊を伴う活動など施設外での活動を行う場合には、児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること。また、災害・防犯に関する訓練を実施するなど、入所児童生徒の安全確保に努めることが望まれる。

(4) 施設の相談・指導スタッフについて

- ①相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ②専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあっていること。専門的知識と経験を備えたスタッフがいない場合は、大学・医療機関等との連携が図られていること。

(5) 施設、設備について

- ①学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ②施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

(6) 施設と学校との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 施設と家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

平成27年1月6日 策定
令和2年7月1日 改訂